



JRI news release

急がれるわが国 I T 政策の本格展開

2000年 4 月 1 8 日

株式会社 日本総合研究所 調査部

1. 拡大する米国電子商取引

次の2要因が直接的な原動力。

1) 新たなビジネスモデルの登場

昨年来、電子商取引市場において、中間段階の取引拡充をコアコンピタンスとする情報仲介業（インフォメディアリー）が新たなビジネスモデルとして定着。電子商取引市場拡大の主力エンジンに。

情報仲介業は、売り手や買い手に関する膨大かつ詳細な情報を収集・管理・分析・加工し、ユーザー・ニーズに合わせて提供。その結果、ネット上の豊富な情報からユーザーが欲する情報の迅速かつ選択的入手が可能に。

2) 新たな通信インフラの普及

D S L（デジタル加入者回線）方式は、(イ)既存の電話回線を使用するため、新規の設備が不要、(ロ)一本の回線で、従来の音声通話とともにインターネット等でのデータ通信が同時に可能、(ハ)通信容量が大きいものの、料金は総じて低水準で定額制等、様々なメリットがあり、利用者が急増中。

2. 米国政府の積極的なIT推進策

米国政府はデジタル経済を21世紀の戦略分野と位置づけ、各種政策を積極的に推進。

1) 政府の主体的な政策展開

電子納税制度の導入等、電子政府実現（Access America）プロジェクト
通信速度の飛躍的拡大や機能強化を図る次世代インターネット構想

2) 民間セクターに対する推進策

税制面からの優遇措置

議会では、インターネット非課税法の恒久化法案が提案（本年2月）

教育システムの拡充

(イ) 教師の情報技能向上、(ロ) 学校の通信接続料金に対する財政補助、

(ハ) 児童や労働者の情報技能習熟機関の大幅増設等。

徹底した規制緩和と強力な独占禁止政策による市場競争原理の強化

○ 連邦通信法改正による業際規制の撤廃 ... D S L 普及の原動力

○ マイクロソフト訴訟や、企業合併に対する厳格な審査

3. 深化・拡大するIT革命の影響

IT革命は、単にひとつの国で電子商取引等、新規需要が勃興し経済成長が高まるだけでなく、国境を越えて国際的に大きな影響力を持つ一方、政治・経済・社会のあり方を根底から覆すエポックメイキングなショック。米欧では本格始動。

1) 米国の動き

全米知事会是新連邦主義を旗印に統治機構の再構築を提唱（本年2月）

アリゾナ州民主党大統領予備選で電子投票が成功（本年3月）

2) 欧州の動き

英仏両国は、共同で電子労働市場を創設（本年2月）

E Uが、デジタル経済の確立に向け意欲的政策を発表（本年3月）

4 . 迫られるわが国 I T 政策の本格推進

わが国の I T 革命への対応は依然総じて緩慢。 I T 革命での勝利はスピードが鍵。本格的な I T 産業立ち上げに向けた強力な政策の断行は喫緊の課題。とりわけ、 通信環境の飛躍的向上、 I T 産業の勃興を促進する諸システムの整備、 国民の情報通信能力の引き上げ、は焦眉の急。

1. 拡大する米国電子商取引

米国電子商取引がハイペースで拡大している。電子商取引を B to C（企業対個人）と B to B（企業間）の二者に分けてみると、とりわけ B to B 取引の拡大ペースが著しく、B to C 取引が、97 年 50 億ドル、98 年 190 億ドルから 99 年に 300 億ドルへ増加するなか、B to B 取引は、97 年の 400 億ドル、98 年 1,600 億ドルから 99 年には 2,400 億ドルに達した模様である¹。

米国で電子商取引が、このところ飛躍的拡大を遂げている経緯を整理してみると、直接的な原動力として次の 2 点を指摘することができる。

第一は、新たなビジネスモデルの登場である。従来、電子商取引は、メーカーと消費者をダイレクトに繋ぎ、卸小売業等の流通業者を省く中抜き取引の拡大が中核的存在とされてきた。しかし、昨年来、中間段階の取引拡充をコアコンピタンスとする新たな事業形態、すなわち、情報仲介業（インフォメディアリー）²が登場し、これが電子商取引市場拡大の主力エンジンとなっている。情報仲介業は、売り手や買い手に関する膨大かつ詳細な情報を収集・管理・分析・加工し、ユーザー・ニーズに合わせて提供する。その結果、これまで電子商取引のさらなる拡大を阻害してきた問題、すなわち、インターネット上に情報は豊富にあるものの、そのために却ってユーザーが必要とする情報の入手が困難という課題の克服が可能になった。今日、米国では、電子商取引の飛躍的拡大をもたらす立役者として情報仲介業、あるいはこうしたビジネスモデルに対する注目が急速に強まっている³。

第二は、新たな通信インフラ、すなわち DSL（Digital Subscriber Line、デジタル加入者回線）方式の普及が、昨年央以降、本格化してきたことである。そもそも、この方式には多くのメリットがある。具体的には、既存の電話回線を使用するため、ケーブルモ

¹ E ビジネス分野で米国有数の調査会社であるフォレスター・リサーチ社によると、電子商取引市場は今後一段と拡大する見通し。具体的には、B to C 取引が、2000 年 388 億ドルから 2004 年には 1,845 億ドルへ、B to B 取引は、2000 年の 4,062 億ドルから 2004 年には 2.7 兆ドルへ増加するとの予測。

² Info-mediary の和訳。情報（information）と仲介（intermediary）の合成語。

³ フォレスター・リサーチ社によると、2004 年の全米 B to B 取引 2.7 兆ドルのうち 53% が、この情報仲介業が提供する電子取引市場（e Marketplace）によって創出される見込み。

デム等の他方式と異なり、新規の設備が不要である。一本の回線で、従来の音声通話とともに、インターネット等でのデータ通信が同時に可能である。通信容量が大きいものの、料金は総じて低水準であるうえ、一般に定額制が採用されている、等が指摘されよう⁴。昨年入り後、各事業者がDSLサービスの提供を本格化させるなか、利用者が急速に増加し始めており、事業者サイドでも、一段のサービス充実とユーザー拡大を目指して、今後数年間にわたり旺盛な設備投資が計画されている⁵。

2. 米国政府の積極的なIT推進策

さらに、米国政府が、デジタル経済を21世紀の同国経済を支える戦略分野と位置付け、総力を挙げて積極的に諸施策を推進していることも看過できない。具体的には、電子納税制度の導入や政府調達システムの電子化等、電子政府実現に向けた“Access America”プロジェクト、あるいは通信速度や通信量を現状対比100倍から1000倍の水準まで引き上げ、機能強化を図る次世代インターネット構想に基づく研究開発・実用化プロジェクト等、政府が推進母体となって主体的に政策を展開している。

それに加えて、米国政府は、民間セクターに対しても、様々な政策メニューを通じて積極的な働き掛けを行い、デジタル経済の発展を後押ししている。主要な政策を指摘すれば次の通りである。

第一は、税制面からの優遇策である。米国ではインターネット非課税法(the Internet Tax

⁴ 具体的な料金水準を最大手のSBCコミュニケーションズ社についてみると、1.5Mbit(最低保障速度は384kbit)のスタンダードサービスで1ヵ月39ドル、最高の6Mbit(最低保障速度は1.5Mbit)のプレミアム・サービスで1ヵ月129ドルの定額料金。ちなみにケーブルモデム方式の場合、サービス利用にはケーブル敷設が必要、ケーブルモデムは一定の地域をひとつのLANとして取り扱う結果、そのなかでは他社の閲覧が可能、等のデメリットがあるとされる。

⁵ 最大手のSBCコミュニケーションズ社では、昨年10月、DSL事業の本格稼働に向け、今後3年間にわたる60億ドル規模の投資プロジェクトを発表。さらに、ベル・アトランティック社、USウェスト社、ベル・サウス社等、同社以外の有力米国地域通信会社も総じてDSL事業に意欲的。

こうしたなか、情報システム関連分野における最有力企業のひとつであるプライマリー社傘下に位置するヤンキー・グループの予測によると、ユーザー数は、ケーブルモデム方式が99年の110万件から2004年に930万件に増加する一方、DSL方式は99年の30万件から2004年には730万件に増加し、今後急速にDSL方式が普及し、ケーブル・モデム方式にキャッチアップする見通し。

Freedom Act) が 3 年間の時限立法として 98 年 10 月に成立し、インターネット接続に対する課税、あるいは電子商取引に対する新規課税や差別的課税が禁止されている。さらに本年 2 月には、インターネット非課税の恒久化法案が超党派で議会に提出される一方、クリントン大統領がインターネット課税に対する反対姿勢を鮮明に打ち出している。こうした動きの根底には、米国経済が記録的な高成長を謳歌し、それを映じた税収増加を主因に財政赤字問題の抜本的解決が可能となった原動力はインターネット関連産業の勃興にあるうえ、さらに今後を展望しても、その成長・発展なくして現在の好循環の維持も 21 世紀における国際競争力の維持・強化も困難であるとの認識のもと、揺籃期の同産業に対する課税強化は断固回避される必要があるとの判断がある。

第二は、教育システムの拡充である。発足当初からクリントン政権は、単なる教育改革にとどまらず、情報産業の底上げに向けた労働力の質的向上を目指して情報リテラシーの向上を主眼とする教育技術 (Education Technology) の強化を重点課題としてきた。とりわけ近年では、情報産業での労働力不足問題が一段と深刻化しているうえ、所得格差や就業機会の有無等の情報化進展に伴う格差、いわゆる Digital Divide 問題の解消が主要な政治課題と位置付けられるなか、情報化から立ち遅れた地域や貧困層を対象とする助成措置が積極的に打ち出されている。代表的なシステムとして PT3 や E -Rate、CTC がある一方、こうした政府の情報教育拡充政策を受けた民間サイドの動きとして SIF を指摘することができる。具体的には以下の通りである。

まず、PT3 は Preparing Tomorrow's Teachers to use Technology の略で、94 年の米国学校向上法 (Improving America's Schools Act of 1994) に基づく施策であり、教師の情報関連技術習得・向上に向けて学校や学区等が行うプロジェクトに対して財政補助を行う制度である。もっとも、画一的なプログラムがあるわけではなく、実際に資金供与を受けするためには、プロジェクトの主体、目的、方法、効果等について米国連邦教育庁に対して

具体的に申請して合格する必要がある、教育の分野にも競争原理が導入されている⁶。さらに、本制度は、単にひとり連邦政府が活動するものでなく、連邦政府が、州政府や各学区のみならず、民間企業や大学、あるいはNPOと協働して推進するプロジェクトであるうえ、資金面でも民間が過半を拠出する等、まさに官民一丸となった事業である。

次に、E-Rate は Education – Rate の略で、96 年の改正連邦通信法(Telecommunication Act of 1996) に基づく施策であり、財政基盤の弱い学校のインターネット接続料金へ財政補助を行う制度である。具体的には、各学校の財政基盤の弱さに応じて、接続料金の 2 割から 9 割の補助が行われ、投入された資金は 99 年までの累計で総額 47.2 億ドルに上る。対象となった学校は 5 万校に及び、この結果、インターネット接続校は、今日、全体の 9 割超に達している。

最後に、CTC は Community Technology Center の略で、本年 2 月、クリントン大統領は同センターの大幅増強を Digital Divide 問題解決の目玉と位置付け、今後、積極的に推進していく方針を打ち出している。具体的には、現在、全米に 117 カ所ある Community Technology Center を、低所得層の地域や地方圏を中心に千カ所へ一挙に増やし、同機関での学習を通じて、良質の就業機会を得られない人々や低所得層の児童等を主な対象に情報リテラシーの向上を目指す。このために、民間から同センターへの資金やコンピュータ提供に対して今後 10 年間で総額 20 億ドルの減税措置を講ずる一方、センター創設資金として 2001 年度予算に 1 億ドルが計上されている。

一方、民間サイドについてみると、SIF は School Interoperability Framework の略で、

⁶ 米国公教育のなかで競争原理が導入されている例としては、チャータースクール制度が有名。これは、教員や保護者等の発意によって設立され、独自の理念に基づく教育が認められている公的初等中等教育制度。もっとも、学区や大学等、設立認可(チャーター)交付者と契約した成果が期間内に達成されない場合、認可は取り消され、閉校となる。

歴史は浅く、91 年のミネソタ州チャータースクール法に基づいて 92 年にセントポールに設立されたシティーアカデミーが始まり。その後、全米に急速に広がり、今日では学校数 1,700 校、児童数 35 万人に達している。こうした動きに対して、クリントン政権は、公教育の選択肢を拡大する有力策と評価し、連邦政府サイドからも積極的に後押ししており、2002 年には全米で 3 千校のチャータースクールを目標とする。わが国でも、教員・保護者等の創意工夫を公立学校教育に導入し、その活性化を図る試みとして、近年、注目され始めている。

全米の学校教育に使用されるアプリケーションやコンテンツ等について規格の統一を図ろうとする民間主導の動きである。無論、州政府や各学区、あるいは連邦教育庁との緊密な連携が図られつつも、推進メンバーをみると、マイクロソフト社やオラクル、あるいはIBMやアップル等、錚々たるIT企業が名を連ねている。これまでの経緯と今後のスケジュールをみると、97年から民間企業と行政サイドとの意見交換が始まり、99年11月にSIF1.0暫定版が公表され、ニューヨークとミネアポリスの2学区でパイロット実験が行われてきた。その実験結果に基づく連邦教育庁や州政府、教師、ベンダーの検討を踏まえ、今春にもSIF1.0版が正式に公開され、今秋以降、SIF1.0版に基づくアプリケーションが発表される予定である。なお、SIF団体は、現時点でSIFモデルが国際規格になることは困難としつつも、将来展望として、そうした志向を鮮明にしている。

第三は、規制緩和および独占禁止政策の強力な推進である。有名なマイクロソフト社に対する司法省の独占禁止法違反訴訟以外にも、市場競争原理の確保に向けた努力が積み重ねられてきている。いくつかの具体例を指摘すれば次の通りである。

まず、前述のDSLについて、そのサービス提供の経緯をみれば、96年の連邦通信法改正によって業際規制が廃止され、放送・通信・CATVの融合や相互の市場参入が可能となった結果、一挙に進展したものである。すなわち、CATV企業がケーブルモデム方式の高速・低価格サービスを武器としてインターネットサービスに参入し、そのため、電話会社サイドでは、対抗上、DSLサービスの実用化に迫られたものであり、技術環境の変化を的確に捉えた経済的規制の撤廃によって市場競争原理が実現された典型的事例と位置付けられよう。さらに昨年11月には、米国連邦通信委員会(FCC)が地域電話会社に対してDSLサービス専門会社への電話回線の開放を義務づけたうえ、12月には、同委員会の要請、あるいは州政府や事業者からの圧力が強まるなか、AT&T社がインターネットサービスプロバイダーに対して自社のケーブルTV網およびワイアレスシステムを無差別に開放する方針を明らかにし、一段の市場競争原理の徹底が図られている。

一方、合併に関する厳格な独占禁止政策の実例として、南部を本拠とする S B C コミュニケーションズと、中北部を拠点とする アメリテック という有力地域電話会社同士のケースをみると、米国連邦通信委員会は、99 年 10 月の合併承認に当たり、1 年 3 ヶ月にわたる審査を踏まえ競争促進を確保する観点から、DSL 等の高速インターネットサービスは別会社形式で公正な競争条件の下で提供、両社の独占地域における新規参入者の回線利用料金は現行最低料金の 75% 以下、合併完了後 30 ヶ月以内に現行事業エリア以外の 30 エリア⁷で通信事業を開始し他社と競争する等、30 項目に上る条件を定め、合併完了後 3 年間にそれらの条件にひとつでも違反した場合、最高 22 億ドルの罰金支払いの義務を賦課している。

3．深化・拡大する I T 革命の影響

電子商取引市場の拡大は、単に経済的側面にとどまらず、各方面に影響をもたらしている。

まず、州サイドで新たな経済パラダイムに適合する統治機構のあり方を模索する動きが強まっており、今年 2 月には、全米知事会⁸が「新たな連邦主義 (New Federalism)」を旗印に改革を提言し、全米知事会が創設されて以来、初めて連邦上院議員との会議が開催された。その根底には、I T 革命の進展に伴って、州政府から各自治体へという地方への遠心力と、州政府から連邦政府へという中央への求心力とが同時に強まるなか、連邦政府～州政府～自治体を機軸とする現行の米国統治機構は抜本的な見直しの時期を迎えているという危機意識が各州政府に浸透してきたという事情がある。すなわち、インターネット、電子商取引の普及に伴って地域間競争が激化するなか、州政府サイドでは、その機能や権

⁷ Local and Transport Area のこと。84 年の A T & T 分割に伴う 7 地域電話会社設立によって全米で 194 エリアが設定されている。

⁸ 英語名は National Governors' Association (NGA)。1908 年に設立。州相互の協力関係の強化と連邦政府に対する積極的働き掛けを通じた各州の課題解決が目的。冬季会議が毎年 2 月に開催され、今回は「新たな世界経済のなか米国各州の強化に向けて (Strengthening the American States in the New Global Economy)」がメインテーマ。

限を、民営化やPFI導入等による市場への分権、あるいは、より住民に密着した各自治体やNPOへの分権を推進する必要性が生じる一方、州際取引のみならず経済活動のグローバル化が一段と進展し、少なくとも米国内における統一的な産業政策や環境政策、あるいは消費者保護政策や税制等への要請が強まっており、こうした相矛盾する命題を克服しない限り、各州・各地域経済の停滞は不可避であるという深刻な問題に各州政府が直面している。

次いで、3月には、アリゾナ州民主党大統領予備選で初めて導入された電子投票が成功を収め、直接民主制のルートが拡大する兆しがみられる。ちなみに、投票総数は、前回96年予備選の1万3千人に対して今回7万6千人に上り、そのうち過半の3万9千人が電子投票を行っている。投票率上昇の有効打としての評価が高まるなか、11月の本選挙でもカリフォルニア等、数州が電子投票の準備を進めている模様である。

さらに、目を米国から欧州に転じてみると、まず今年2月には、英仏両国の協力によって電子労働市場が創設された。ジョウエル英国雇用相によれば、今回のスキームは雇用の国際的流動化を受けた措置であり、英仏両国の労働者に対する相手国内での雇用機会の提供を目的とし、今秋には、この新たな国際電子労働サイトが提供する募集件数は30万規模に達する見通しとされる。IT革命の本格化を映じて、具体的な政策展開が国の枠を越えて展開され始めた萌芽とも捉えられよう。

加えて、3月には、これまでインターネットの活用を原動力とする米国型経済成長モデルの導入に必ずしも積極的ではなかったEUが、リスボンでの首脳会議を経て、“e Europe”の実現をスローガンに一日も早くデジタル経済を確立し、米国へのキャッチアップを実現することを加盟国全体の課題と位置付けるという大幅な政策転換を打ち出している。今回、公表された行動計画によると、単に通信料金の引き下げや電子商取引本格化に向けた環境整備を時期を定め早急に推進するだけにとどまらず、情報リテラシーを備えた労働力の質的向上策や、大学や研究機関のR&D基盤強化等を通じた技術開発力の引き上

げ、さらに経済構造改革も含めた網羅的・包括的な政策遂行と定期的な計画進捗度のチェックという強力な計画遂行体制となっている。これは、ＥＵ各国がＩＴ革命への適応を生き残りに不可避の選択と見定めるなか、ＥＵが一体となって域内経済の活性化に本腰を入れ始めた証左といえよう。具体的に主な施策をみると、２０００年末までに電子商取引関連法制の整備とインターネット接続料金の引き下げ、２００１年末までに通信市場の完全自由化と全校ネット接続、さらにＥＵ共通特許制度の整備および研究機関相互の高速通信ネット構築、２００２年末までに全教師のＩＴ技能修得、２００３年末までに政府調達手続きや公的手続きの電子化、２００５年までに金融サービス市場の統一、等について明確なタイム・スケジュールを設定する一方、インターネットに接続した地域密着型のトレーニングセンターを設置し、さらに、電力やガスのエネルギー分野、あるいは鉄道や航空の運輸分野等、公益事業での自由化を一段と積極的に推進すること、等が盛り込まれている。

こうした動きを総括してみれば、ＩＴ革命とは、単にひとつの国のなかでインターネットを通じた電子商取引等、新産業やニュービジネスが勃興し経済成長が高まるだけにとどまらず、そのうねりは国境を容易に越え国際的に大きな影響力を持つ一方、近現代における政治・経済・社会の基本的スキームとなってきた国民国家システムを含め、人々の生活のあり方を根底から覆すエポックメイキングなショックである。

４．迫られるわが国ＩＴ政策の本格推進

翻ってわが国の現状をみると、企業サイドでは、このところＩＴ投資が盛り上がる等、ＩＴ革命への適応に向けた取り組みが本格化している。さらに、森新首相は、４月７日の所信表明演説で「ＩＴを起爆剤とした経済発展」を訴え、小渕前首相のミレニアム・プロジェクト路線のさらなる発展を目指し、わが国が今後目指すべき目標を鮮明に打ち出している。しかしながら、そうした政策目標の具体的推進体制についてみると、ＥＵが設定したような明確なタイムスケジュールは必ずしも設けられていないうえ、現時点でのＩＴ革

命への対応ペースについてみても、企業セクター以外の分野では総じて依然緩慢なものにとどまっている。

加えて、わが国電子商取引市場が少なくとも米国対比でみる限り小規模にとどまっているのに対して、米国では情報仲介業という新たな事業スタイルが電子商取引拡大の起爆剤として急成長している。こうした現下の状況に、ビジネスモデル特許が国際的にも一段と定着しているという情勢変化を加味してみると、現時点での電子商取引の立ち遅れが中期的なわが国経済成長力の喪失に繋がる懸念が大きい。ＥＵの政策転換をみるまでもなく、ＩＴ革命下における勝利の鍵はスピードにある。

このようにみると、本格的なＩＴ産業立ち上げに向けた強力な政策の断行は喫緊の課題である。とりわけ、通信環境の飛躍的向上、ＩＴ産業の勃興を促進する諸システムの整備、国民の情報通信能力の引き上げ、の３点は焦眉の急である。具体的には次の通りである。

まず、国民誰しも短時間かつ低コストで大量のデータ送受信を行える通信環境、いわばＩＴ時代の社会インフラ整備のため、ＤＳＬ方式等、高速通信サービスの本格的実施⁹と定額制の導入等によって通信量の拡大と通信コストの圧縮を実現する。次いで、独占禁止政策の厳格な運用や強力な展開による市場競争原理の強化や、ＴＬＯ制度¹⁰やＳＢＩＲ制度¹¹の積極的活用や一段の拡充等、プロパテント政策の推進による技術開発力の向上、

⁹ ＤＳＬサービスは、わが国でもすでに昨年１２月に開始済み。しかし、開始後１年間は試験期間とされ、サービス提供区域は東京都、大阪府、大分県のそれぞれ一部に限定されているうえ、料金水準についても総じて米国対比割高。

¹⁰ Technology Licensing Organization の略。技術移転機関と訳す。大学や公的研究機関の研究成果を民間事業者へ円滑に移転するために、両者の仲介を行う機関のこと。

米カーター政権が７９年に打ち出したプロパテント政策を具体化する施策のひとつとして、８０年成立のバイドール法によって創設。わが国でも、９８年８月施行の「大学等技術移転促進法」によって本制度が導入。

¹¹ Small Business Innovation Research の略。中小企業技術革新制度と訳す。中小企業の技術開発力向上やその成果を用いた事業化の促進を目的に、政府が一定額を当該中小企業に無償供与する制度。

前注のＴＬＯ制度と同様、米国経済再生策としてレーガン政権下、８２年に導入。８０年代半ば以降、次第に本格活用され始め、近年の米国経済復活の礎となったとされる。わが国でも、中小企業強化やベンチャー企業育成の観点から９９年２月に導入。

さらにネット取引非課税制度の導入¹²等によって、ＩＴ分野を主戦場に、より良いサービス提供や新たなビジネスモデルの創出が活発に行われるダイナミックな経済への転換を実現する。加えて、今後、民間セクターと公的セクターとを問わず、いかなる分野においてもＩＴ革命への対応が不可避と見込まれるなか、全ての学校や研究機関相互のインターネット接続¹³、強力なスタッフと情報・通信機器を兼備した高度な情報教育・再教育施設の拡充によって、国民各層の情報化への対応能力の向上を図り、このところ米欧で一段と深刻化するＩＴ関連の労働力不足問題¹⁴やデジタル・デバイド問題の克服を目指す。

以 上

¹² 現時点では、ネット取引の捕捉が困難なため、事実上、ネット取引は非課税。こうしたなか、政府税制調査会ではネット取引に対する消費税を賦課するシステム導入の方向で検討が開始。

¹³ わが国の場合、インターネットに接続可能な学校は99年時点で小中学校が32%、高等学校でも64%。ちなみに、米国ではすでに9割超。

¹⁴ ドイツのシュレーダー首相は、本年3月、ＩＴ労働力不足問題解決のため、ＥＵ域外から最大2万人の外国人専門家の受け入れ案を提示。最長5年間の滞在許可を賦与する方向で、今後数ヵ月以内に法制整備の予定。次いで同月、英国メージャー政権は、情報技術関連労働者の入国条件を緩和。

一方、米国情報技術協会（Information Technology Association of America）によると、米国では、情報技術関連の熟練労働者に対する需要が2001年1月までに160万人規模に達するものの、そのうち84.3万人分が労働者不足により充足されない見通し。

このように、米欧各国では、ＩＴ革命の進行に伴って情報関連分野での労働者不足問題が深刻化するなか、入国審査基準の緩和等の措置が相次いで打ち出される等、さながら情報関連労働者に対する国際的争奪戦の様相が強まる兆し。